

逸見地域運営協議会

後援名義の使用に関するガイドライン

そもそも「後援」って何？



後援とは、団体等が主催する行事等に対して、逸見地域運営協議会がその趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいいます。

後援名義があるとどんなメリットがあるの？



行事等のチラシやポスターに逸見地域運営協議会の後援名義がある場合、会議の場等で、逸見地区連合町内会や逸見観光協会の加盟団体に、回覧や掲示をお願いすることができるほか、その行事等の社会的信用が増す効果等があります。

後援名義を認めてもらうのに何か基準はあるの？



あります。行事等が以下の基準に当てはまるかどうかで判断します。

- (1)逸見地域の発展に寄与すると認められること。
- (2)原則として逸見地域で開催し、広く住民に開放されていること。
- (3)法令または公序良俗に反しないこと。
- (4)政治的または宗教的に中立であること。
- (5)営利を目的としていないこと。
- (6)団体もしくは個人の宣伝・売名行為を目的としていないこと。
- (7)後援をする意義があると認められる行事等であること。



後援名義を使いたい場合の申請方法は？



後援を受けたい団体は、原則として行事等の開催日以前に開かれる理事会で承認を得る必要があります。そのため、理事会の前日までに行事等の目的や内容、参加費の有無等を記載した依頼文書を事務局あてに提出していただきます。（任意様式ですが、参考様式を別紙として添付してあります）

なお、有料の場合は、営利目的でないことを確認するため、収支予算書の提出も必要です。



後援名義の使用を認められた後の条件は？



以下の2つが後援名義を使用する際の条件となります。

- (1)後援名義は「逸見地域運営協議会」とすること。
- (2)行事等で生じた事故等については、団体等の責任とすること。

理事会の承認後、行事等の内容に変更が生じた場合、団体等には速やかにその旨を報告していただきます。



後援を取り消されることはあるの？



以下のいずれかに該当した場合は、後援を取り消すことがあります。

- (1)承認基準に適合しないことが判明したとき。
- (2)承認を受けた団体等が解散したときまたは行事等を取りやめたとき。
- (3)後援依頼書または収支予算書に虚偽があると認められるとき。

【問い合わせ先】

逸見地域運営協議会事務局

〒238-0045

横須賀市東逸見町 2-29

(逸見行政センター内)

TEL046-822-2575

後援依頼書

令和 年 月 日	
逸見地域運営協議会会長 様	
所在地 横須賀市 (申請者) 団体名称 代表者氏名	
次の行事等について、逸見地域運営協議会の後援の承認を受けたいので、関係書類を添えて依頼します。	
行事等の名称	
行事等の開催日	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
行事等の概要	会場 対象者 参加費・入場料 <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (1人あたり 円) 目的 内容
過去の実績	<input type="checkbox"/> あり (前回の申請日 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし
事務責任者	住所 横須賀市 氏名 連絡先 ()
添付資料	<input type="checkbox"/> 収支予算書 ※参加費・入場料が無料の場合は不要 <input type="checkbox"/> その他 ()